

# 泊駅周辺地区バリアフリー基本構想

令和7年12月

朝日町



# 目次

## 第1章 策定の背景及び位置付け

|                |   |
|----------------|---|
| 1-1. 策定の背景及び目的 | 1 |
| 1-2. 基本構想の計画期間 | 1 |
| 1-3. 基本構想の位置付け | 2 |

## 第2章 朝日町及び泊駅周辺の概況

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 2-1. 朝日町の概況           | 3 |
| 2-1-1. 位置及び地勢         | 3 |
| 2-1-2. 人口             | 4 |
| 2-1-3. 障がい者人口         | 6 |
| 2-1-4. 都市再生整備計画（関連計画） | 7 |
| 2-2. 泊駅周辺の概況          | 8 |
| 2-2-1. 泊駅周辺の概況        | 8 |
| 2-2-2. 公共交通           | 9 |

## 第3章 重点整備地区等の設定

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 3-1. 重点整備地区の設定              | 11 |
| 3-1-1. ガイドラインにおける重点整備地区の考え方 | 11 |
| 3-1-2. 本基本構想における重点整備地区の設定   | 12 |
| 3-2. 生活関連施設の設定              | 13 |
| 3-2-1. ガイドラインにおける生活関連施設の考え方 | 13 |
| 3-2-2. 本基本構想における生活関連施設の設定   | 13 |
| 3-3. 生活関連経路の設定              | 14 |
| 3-3-1. ガイドラインにおける生活関連経路の考え方 | 14 |
| 3-3-2. 本基本構想における生活関連経路の設定   | 14 |

## 第4章 重点整備地区等におけるバリアフリー化の現状と課題

|                    |    |
|--------------------|----|
| 4-1. まち歩き点検        | 16 |
| 4-2. バリアフリー化の課題    | 17 |
| 4-2-1. 泊駅駅舎の主な課題   | 17 |
| 4-2-2. 泊駅駅前広場の主な課題 | 18 |
| 4-2-3. 道路の主な課題     | 19 |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| <b>第5章 移動等円滑化に関する基本的な方針</b> |    |
| 5-1. 基本方針                   | 20 |
| 5-2. 基本方針に基づく取組             | 21 |
| <b>第6章 実施すべき特定事業</b>        |    |
| 6-1. 本基本構想における特定事業          | 25 |
| 6-1-1. 公共交通特定事業             | 25 |
| 6-1-2. 教育啓発特定事業             | 25 |
| <b>第7章 基本構想の推進及び進行管理</b>    |    |
| 7-1. 基本構想の推進及び進行管理          | 26 |
| <b>第8章 朝日町バリアフリー推進協議会</b>   |    |
| 8-1. 協議会の開催状況               | 27 |
| 8-2. 協議会委員名簿                | 29 |

## 第1章 策定の背景及び位置付け

### 1-1. 策定の背景及び目的

バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法（正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第25条に基づき、市町村が定めるものです。この制度は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するためのものです。

朝日町では、泊駅と駅周辺の中心市街地を対象とした都市再生整備計画に基づき、子どもから高齢者まで安全で歩きやすいバリアフリー環境の整備に向け、各種都市計画事業を進めています。例えば、泊駅のバリアフリー上の課題（エレベーターが無いなど）解決のため、現在、泊駅の南北をつなぐ（都）南北連絡線（自由通路）と駅舎のバリアフリー化（エレベーターの設置）を一体的に整備する計画を進めています。

このように中心市街地における課題解決のための都市計画事業等が進行中であり、関係する事業者間の調整・連携がしやすいタイミングにあります。については、周辺の都市計画事業等とあわせ、バリアフリー法に基づく基本構想の策定により、泊駅と駅周辺の中心市街地における重点的かつ一体的なバリアフリー化を進め、すべての町民にやさしいまちづくりの実現を目指します。

### 1-2. 基本構想の計画期間

令和7年度から令和11年度の5年間とします。なお、社会情勢の変化や上位計画の改正などによって必要があると認めるときは、基本構想を見直すこととします。

### 1-3. 基本構想の位置付け

本基本構想は、「バリアフリー法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づくとともに、「第5次朝日町総合計画」や「朝日町都市計画マスタープラン」、「都市再生整備計画」等の上位関連計画との整合を図り、策定するものです。



## 第2章 朝日町及び泊駅周辺の概況

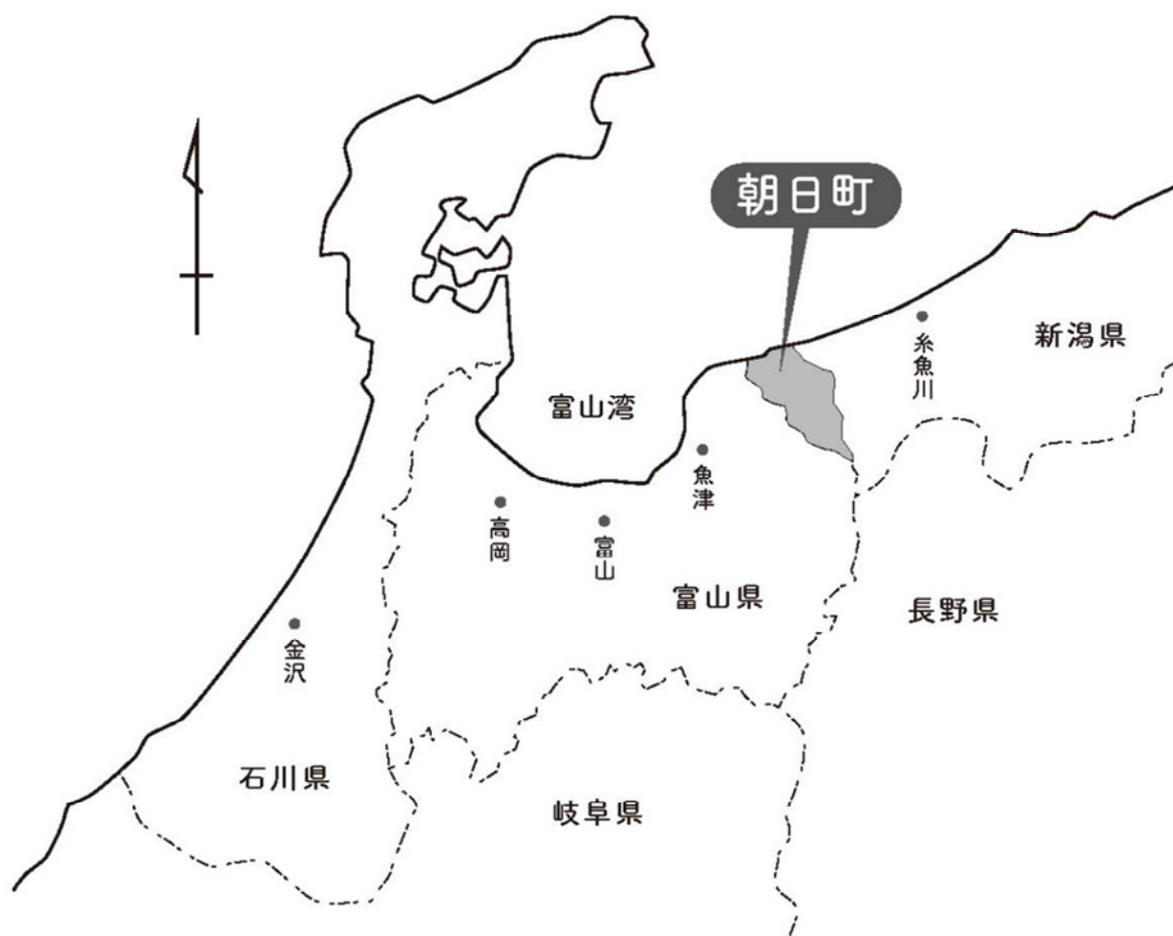
### 2-1. 朝日町の概況

#### 2-1-1. 位置及び地勢

本町は、富山県の北東部に位置し、北は富山湾に面し、東は新潟県・長野県、南から西は黒部市・入善町に接しています。面積は227.41 km<sup>2</sup>で、富山県の約5%を占めています。

地形は、2,418mの朝日岳、2,932mの白馬岳を主峰とする北アルプス連峰がそびえ、小川・笹川・境川などの河川が貫流し、日本海に注いでいます。

年間平均気温は14℃、年間降水量は2,674mmと多雨多雪地帯となっています。



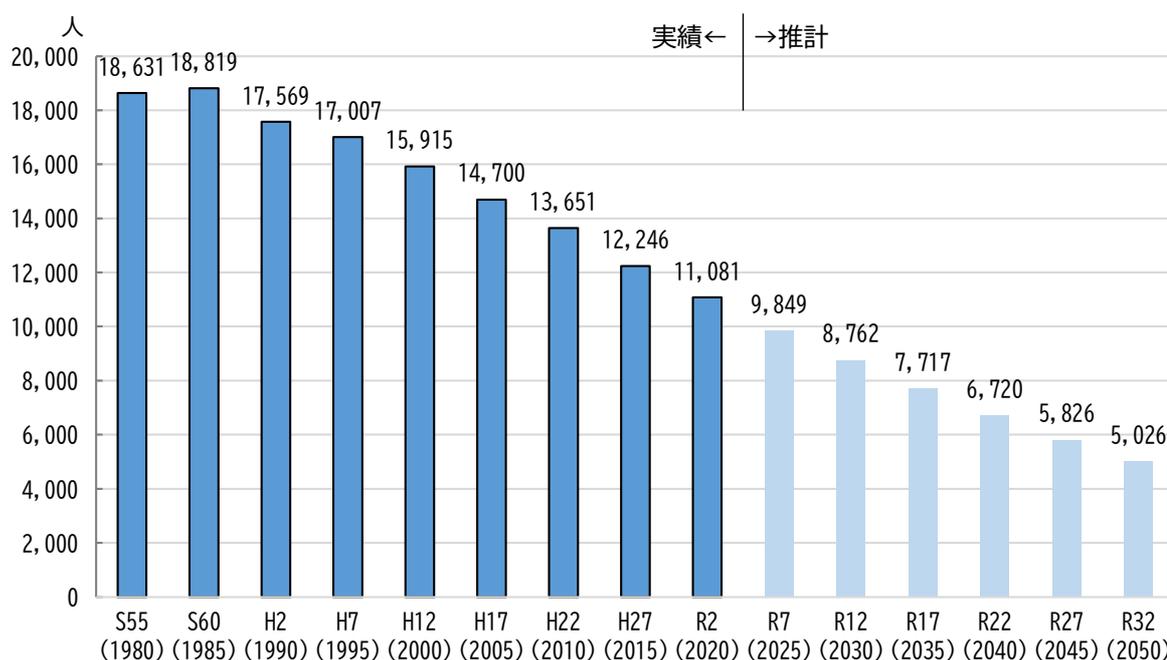
出典：統計あさひ（令和5年版）

## 2-1-2. 人口

### ① 総人口推移

朝日町の総人口は昭和60年（1985年）から減少傾向にあり、令和2年（2020年）時点での人口は約1.1万人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計より、令和32年（2050年）の総人口は約0.5万人となり、令和2年（2020年）の人口の約半数まで減少すると推計されています。

### 人口の実績値と推計値



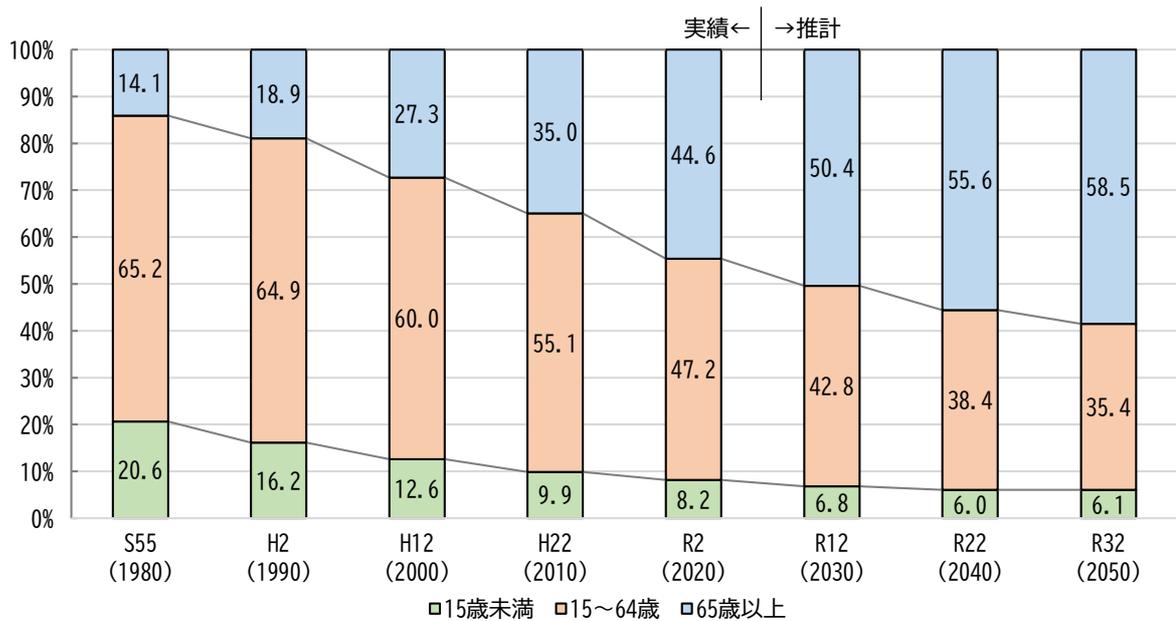
出典：総務省「国勢調査（昭和55年（1980年）～令和2年（2020年））」

令和7年（2025年）以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

## ② 高齢者人口推移

年齢3区分別の人口割合では、令和2年（2020年）時に高齢者人口（65歳以上）が44.6%を占め、令和32年（2050年）には58.5%への上昇が見込まれています。

### 年齢3区分別人口割合の実績値と推計値



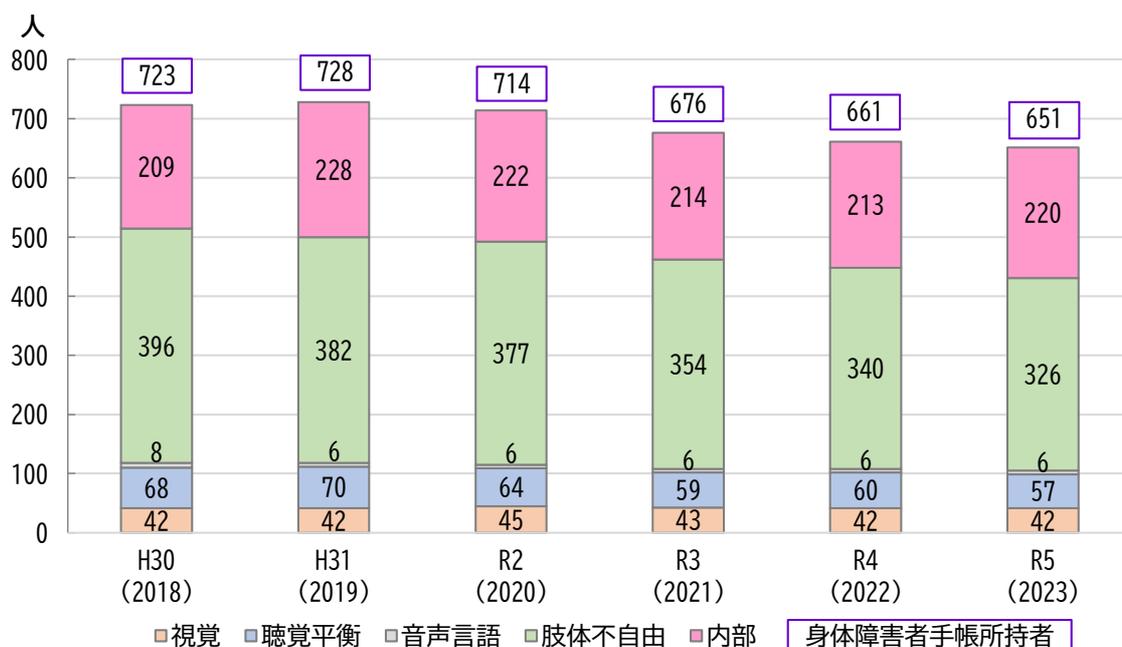
出典：総務省「国勢調査（昭和55年（1980年）～令和2年（2020年））」  
令和7年（2025年）以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

### 2-1-3. 障がい者人口

令和5年（2023年）の時点で、身体障害者手帳所持者数は651人、療育手帳所持者数は136人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は50人となっています。

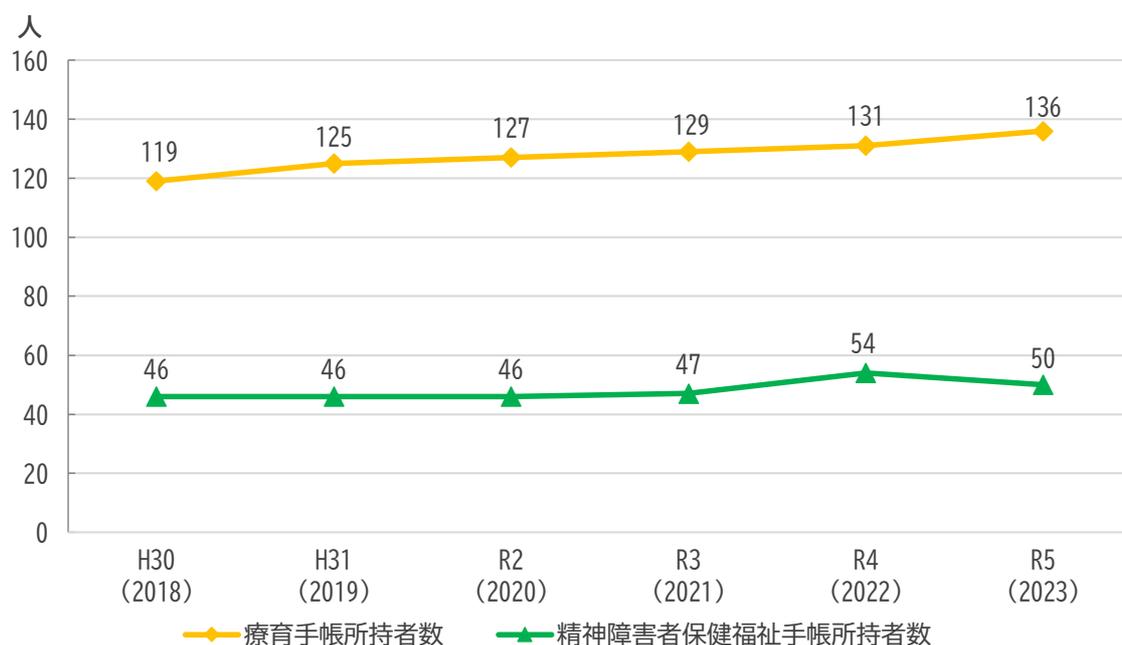
障害者手帳所持者数の推移としては、身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数は増加傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数はおおむね横ばいとなっています。

#### 身体障害者手帳所持者数の推移



出典：第2期朝日町地域福祉計画

#### 療育手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：第2期朝日町地域福祉計画

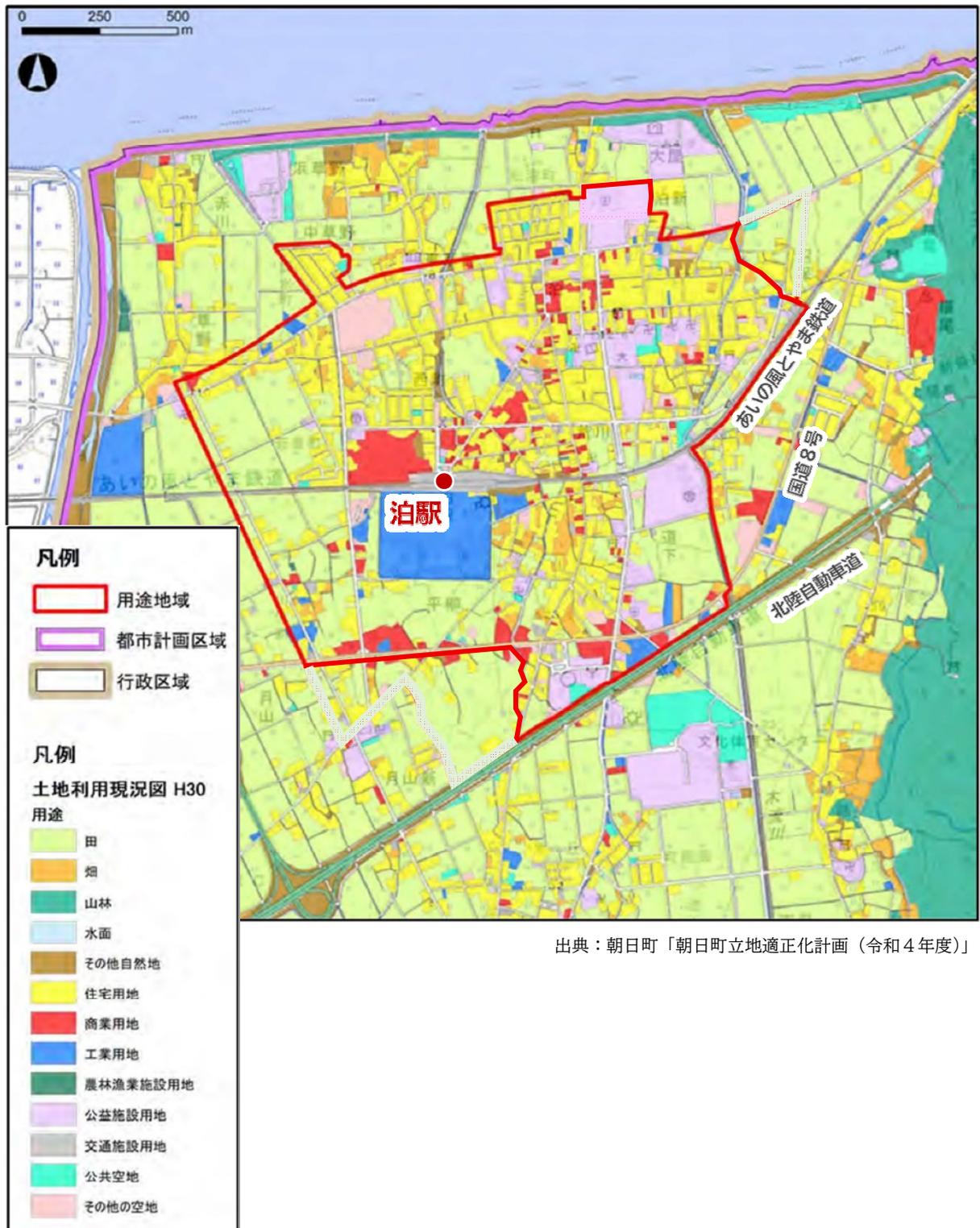


## 2-2. 泊駅周辺の概況

### 2-2-1. 泊駅周辺の概況

泊駅は町の中心市街地に位置しています。駅の北側は住宅用地が主であり、商業用地や公益施設用地が点在しています。駅の南側も住宅用地が主であり、工業用地が駅に隣接しているほか、国道8号沿いには商業用地が点在しています。

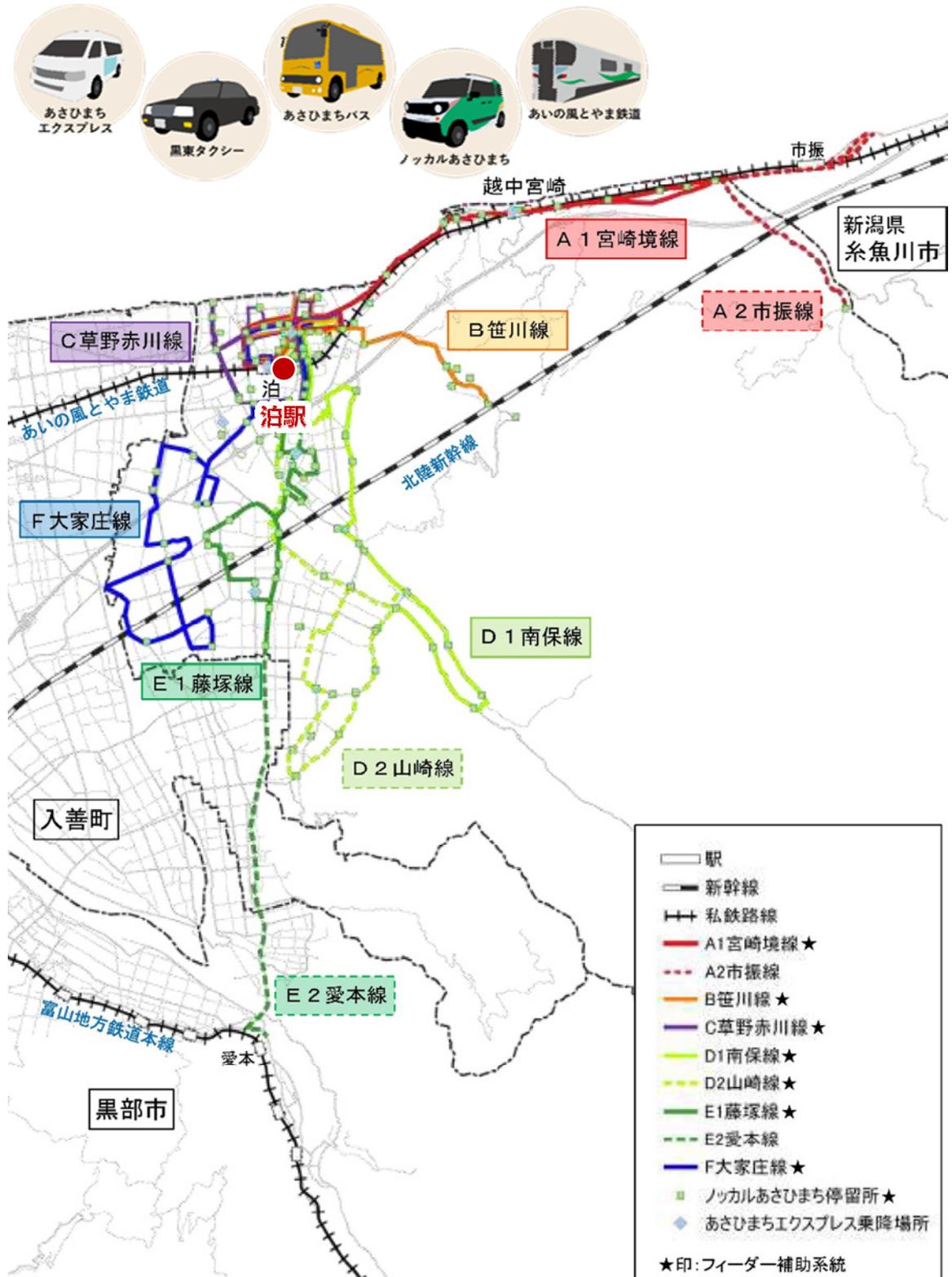
〈土地利用図〉



出典：朝日町「朝日町立地適正化計画（令和4年度）」

## 2-2-2. 公共交通

町では様々な公共交通が利用されています。鉄道はあいの風とやま鉄道があり、泊駅と越中宮崎駅があります。バスは町内9路線のほか、北陸新幹線黒部宇奈月温泉駅へ連絡するあさひまちエクスプレスがあります。その他、共助型公共交通サービスであるノッカルあさひまちや、タクシーが利用可能です。泊駅はこれら公共交通網の結節点として中心的な役割を担っています。

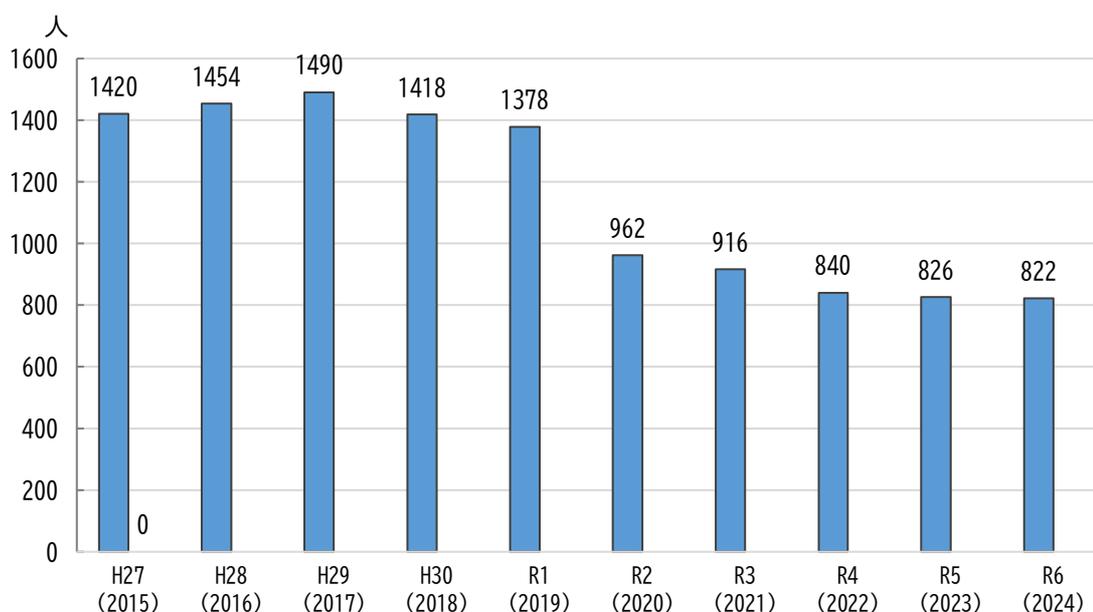


出典：朝日町「朝日町地域公共交通計画（令和5年度）」

## ① 泊駅

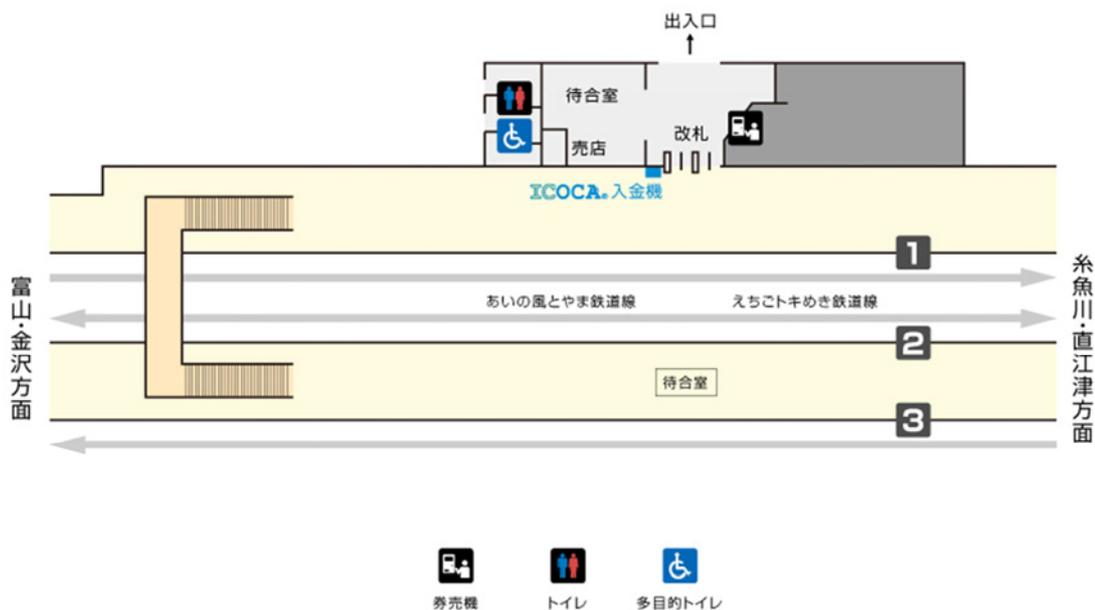
泊駅の利用者数は増加と減少を繰り返しており、令和2年（2020年）の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から、令和元年（2019年）の実績より大きく減少しています。その後も減少傾向が続き、令和6年（2024年）の利用者数は822人/日となっています。

泊駅の利用者数（1日あたり）



出典：あいの風とやま鉄道利用促進協議会資料

泊駅の駅構造は、2面3線のホーム構造で、上り下りのホームは跨線橋で接続しています。バリアフリーの観点では、多目的トイレは設置されていますが、跨線橋にエレベーターが設置されていません。



出典：あいの風とやま鉄道HP

## 第3章 重点整備地区等の設定

重点整備地区等の設定にあたり、移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（以下、ガイドラインという）における考え方、町の概況、上位関連計画等との整合を考慮します。

### 3-1. 重点整備地区の設定

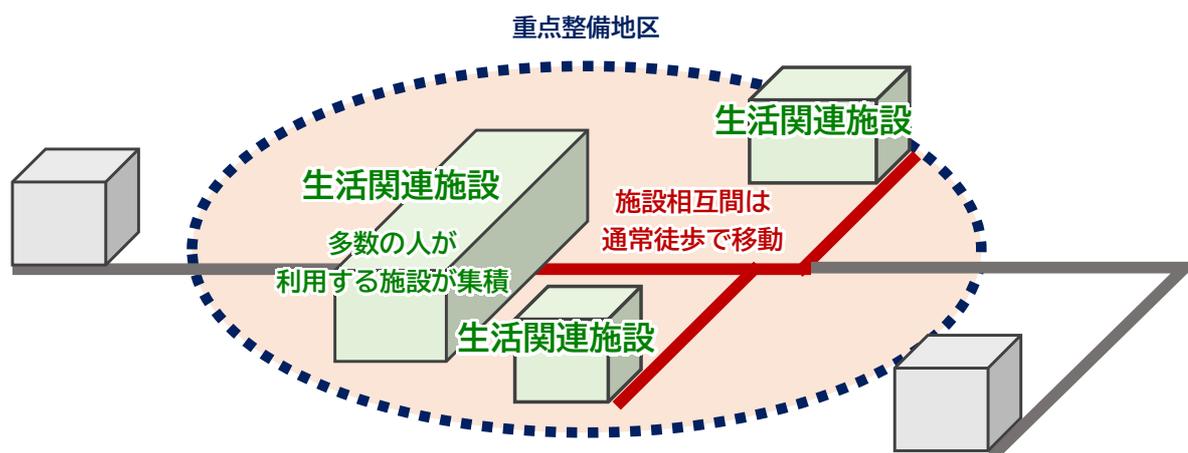
#### 3-1-1. ガイドラインにおける重点整備地区の考え方

重点整備地区の設定要件は、ガイドラインにおいて以下のように解説されています。

|     |                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------|
| 要件1 | 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区                   |
| 要件2 | 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区                 |
| 要件3 | バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切な地区 |

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

#### <重点整備地区のイメージ>



#### <凡例>

|                                                                                       |          |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|  | : 重点整備地区 |
|  | : 生活関連施設 |
|  | : 生活関連経路 |

### 3-1-2. 本基本構想における重点整備地区の設定

ガイドラインにおける重点整備地区の考え方を踏まえ、本基本構想における重点整備地区を設定します。

| 本基本構想における重点整備地区の設定                             |
|------------------------------------------------|
| 泊駅を中心とした中心市街地<br>(都市再生整備計画区域内または面する区域) ※p.7 参照 |

#### 〈参考〉

本基本構想における重点整備地区の設定は、ガイドラインにおける重点整備地区の定義に適合しています。

#### ガイドラインにおける定義①：

生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

#### 本基本構想における設定：

都市再生整備計画区域内または面する区域に生活関連施設が複数個徒歩圏内に集積している

→適合

#### ガイドラインにおける定義②：

生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化事業が特に必要な地区

#### 本基本構想における設定：

都市再生整備計画区域内には、相当数の高齢者や障がい者等が利用する施設が集積している、または、今後集積する可能性が高いといえる

→適合

#### ガイドラインにおける定義③：

バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切な地区

#### 本基本構想における設定：

都市再生整備計画区域内における事業と一体でバリアフリー化を行うことが都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であるといえる

→適合

## 3-2. 生活関連施設の設定

### 3-2-1. ガイドラインにおける生活関連施設の考え方

生活関連施設の考え方は、ガイドラインにおいて以下のように示されています。

相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等、多様な施設を位置付けること

〈選定の考え方〉

- 常に多数の人が利用する施設を選定する
- 高齢者、障がい者等の利用が多い施設を選定する

### 3-2-2. 本基本構想における生活関連施設の設定

本基本構想では、ガイドラインを踏まえ、町の概況や上位関連計画との整合等を考慮し、以下の施設を生活関連施設として設定します。

#### 本基本構想における生活関連施設一覧

| 区分      | 種類                      | 施設                   |
|---------|-------------------------|----------------------|
| 旅客施設    | 駅                       | 泊駅                   |
| 官公庁施設等  | 地区センター、<br>コミュニティーセンター等 | 五叉路 Cross Five       |
| 福祉施設等   | 総合福祉施設、<br>老人・障害者福祉施設等  | 朝日町保健センター            |
| 病院      | 病院・診療所                  | あさひ総合病院              |
| 文化施設    | 図書館                     | 朝日町図書館               |
| 商業施設    | 大規模小売店舗                 | あさひショッピングセンター<br>アスカ |
| 公園・運動施設 | 公園                      | 泊駅南公園                |

### 3-3. 生活関連経路の設定

#### 3-3-1. ガイドラインにおける生活関連経路の考え方

生活関連経路の考え方は、ガイドラインにおいて以下のように示されています。

生活関連施設相互間の経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性等に配慮する必要がある

〈選定の考え方〉

- 常に多数の人が利用する経路を選定する
- 生活関連施設相互のネットワークを確保する

#### 3-3-2. 本基本構想における生活関連経路の設定

本基本構想では、ガイドラインを踏まえ、町の概況や上位関連計画との整合等を考慮し、以下の経路を生活関連経路として設定します。

##### ●生活関連経路として設定する経路一覧

| 種類 | 路線           |
|----|--------------|
| 県道 | 大家庄東草野線      |
|    | 入善朝日線        |
|    | 山崎泊線         |
| 町道 | (都) 国道8号停車場線 |
|    | 停車場東草野線      |
|    | 泊環状線         |
|    | 泊桜町線         |
|    | (都) 南北連絡線    |

〈本基本構想における重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路〉



| 区分       | 施設名称             |
|----------|------------------|
| 生活関連施設   | 泊駅               |
|          | 五叉路 Cross Five   |
|          | 朝日町保健センター        |
|          | あさひ総合病院          |
|          | 朝日町図書館           |
|          | あさひショッピングセンターアスカ |
|          | 泊駅前公園            |
| 生活関連経路   | 大家庄東草野線          |
|          | 入善朝日線            |
|          | 山崎泊線             |
|          | (都)国道8号停車場線      |
|          | 停車場東草野線          |
|          | 泊環状線             |
|          | 泊桜町線             |
| (都)南北連絡線 |                  |

## 第4章 重点整備地区等におけるバリアフリー化の現状と課題

重点整備地区等におけるバリアフリー化の現状を確認するため、朝日町バリアフリー推進協議会においてまち歩き点検を行いました。

### 4-1. まち歩き点検

|        |      |                                   |
|--------|------|-----------------------------------|
| まち歩き点検 | 実施日  | 令和7年4月21日                         |
|        | 出席者  | 14名                               |
|        | 協議内容 | 生活関連施設及び生活関連経路と、その周辺を点検し、課題を確認・共有 |



泊駅駅舎



泊駅駅前広場



(町道) 停車場東草野線



(県道) 入善朝日線



(町道) 泊桜町線



(県道) 大家庄東草野線

## 4-2. バリアフリー化の課題

生活関連施設及び生活関連経路におけるバリアフリー化の課題は以下のとおりです。

### 4-2-1. 泊駅駅舎の主な課題

| 分野     | 主な課題                      |
|--------|---------------------------|
| 生活関連施設 | エレベーターが無い                 |
|        | 出入口の幅が狭く、建具が開閉しにくい        |
|        | 階段1段の高さが高く、踊り場が無い         |
|        | 視覚障がい者誘導用ブロックが適切に配置されていない |
|        | 視覚障がい者を誘導・案内する設備が無い       |



階段1段の高さが高く、踊り場が無い



視覚障がい者誘導用ブロックが適切に配置されていない



出入口の幅が狭く、建具が開閉しにくい

## 4-2-2. 泊駅駅前広場の主な課題

| 分野     | 主な課題                      |
|--------|---------------------------|
| 生活関連経路 | 階段に手すり等が無い                |
|        | スロープが急であり、踊り場等が無い         |
|        | 障がい者用駐車施設・停車施設が無い         |
|        | 視覚障がい者誘導用ブロックが適切に配置されていない |



階段に手すり等が無い



スロープが急であり、踊り場等が無い



障がい者用駐車施設・停車施設が無い



視覚障がい者誘導用ブロックが適切に配置されていない  
(規格が現行基準にあっていない)



## 第5章 移動等円滑化に関する基本的な方針

### 5-1. 基本方針

課題を踏まえ、以下の3つの基本方針を設定し、バリアフリー化に取り組みます。

#### 基本方針1：泊駅及び駅周辺のバリアフリー化

まちの玄関口である泊駅は中心市街地における拠点であり、多くの人々が利用する施設です。高齢者、障がい者等、誰もが安全で快適に利用できるよう、泊駅及び駅周辺のバリアフリー化を推進します。

#### 基本方針2：歩行経路の快適性の維持・向上

施設等のバリアフリー化とともに、中心市街地全体の面的・一体的なバリアフリー化を達成するため、施設相互間をつなぐ歩行経路の快適性の維持・向上を図ります。

#### 基本方針3：心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等、誰もが安心して日常生活や社会生活ができるようになるためには、施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障がい者等の特性を理解し支え合うという「心のバリアフリー」（ソフト面）が重要です。情報提供や教育啓発活動等によるソフト面のバリアフリー化を図り、互いに尊重し支え合う心を醸成します。

## 5-2. 基本方針に基づく取組

基本方針に基づく取組を進め、地域の面的・一体的なバリアフリー化を推進します。

### 基本方針1（泊駅及び駅周辺のバリアフリー化）に基づく取組

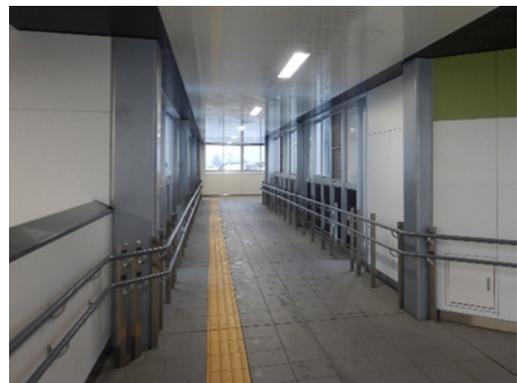
#### ○泊駅駅舎に関する取組

- ・エレベーターの整備
- ・南北自由通路（新たな跨線橋含む）の整備
- ・出入口・扉のバリアフリー改修
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの改修
- ・視覚障がい者を誘導・案内する設備の整備

#### 〈整備イメージ〉



エレベーターの整備



南北自由通路の整備



出入口・扉のバリアフリー改修



視覚障がい者誘導用ブロックの改修



## ○泊駅前広場に関する取組

- ・階段のバリアフリー化検討（手すりの設置等）
- ・障がい者用駐車施設・停車施設の整備検討
- ・スロープのバリアフリー化検討（勾配緩和等）
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの改修検討

### 〈整備イメージ〉



階段のバリアフリー化検討  
（手すりの設置）



障がい者用駐車施設の整備検討



障がい者用停車施設の整備検討



視覚障がい者誘導用ブロックの  
改修検討

## ○バスに関する取組

- ・バス停への上屋及びベンチ等の整備検討

## 基本方針2（歩行経路の快適性の維持・向上）に基づく取組

### ○道路に関する取組

- ・歩道の整備検討（県道 大家庄東草野線、県道 山崎泊線）
- ・歩道のバリアフリー化検討（段差・勾配の緩和）（町道 泊桜町線）
- ・歩行者の安全・安心に配慮した路面表示の整備検討（交差点着色・速度抑制対策）
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの整備検討
- ・音響式信号機やエスコートゾーン設置の検討

### 〈整備イメージ〉



路面表示の整備検討



エスコートゾーン設置の検討

出典：国交省 HP

## 基本方針3（心のバリアフリーの推進）に基づく取組

### ○心のバリアフリーに関する取組

- ・理解促進研修・啓発事業の実施
- ・障がい福祉事業所の見学を行うバスツアー実施 等

### 心のバリアフリーとは…

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

障がい者、高齢者、妊婦、ベビーカー利用者などが、ドアの前やエレベーターの前、電車の中に…という場面に出くわしたら、「何かお困りですか？」「私ができることはありますか？」などと聞いてみるなど、一人一人が心のバリアフリーを実践することでバリアの無いまちを目指すことが大切です。



出典：国交省 HP

## 第6章 実施すべき特定事業

### 6-1. 本基本構想における特定事業

本基本構想では、基本方針の実現に向けて、以下の特定事業を実施します。なお、移動等円滑化に向けた取組については、現状を改めて把握したうえで、事業の実効性を判断し、必要性や緊急性の高いものから実施に努めます。

#### 6-1-1. 公共交通特定事業

| 対象施設                                        | あいの風とやま鉄道 泊駅         |        |
|---------------------------------------------|----------------------|--------|
| 事業実施主体                                      | あいの風とやま鉄道（株）         |        |
| 事業箇所                                        | 事業内容                 | 実施予定時期 |
| 動線<br>(施設内・構内)                              | ・エレベーターの整備           | 令和8年度～ |
|                                             | ・出入口・扉のバリアフリー改修      |        |
|                                             | ・視覚障がい者誘導用ブロックの改修    |        |
| 案内・情報提供                                     | ・視覚障がい者を誘導・案内する設備の整備 |        |
|                                             | ・通話装置（インターホン）        |        |
|                                             | ・音響案内（盲導鈴）           |        |
| <b>事業の実施に際し配慮すべき重要事項・事業実施手法等</b>            |                      |        |
| エレベーター等の設置には多額の費用を要するため、国等の支援を受けられることが必要となる |                      |        |

#### 6-1-2. 教育啓発特定事業

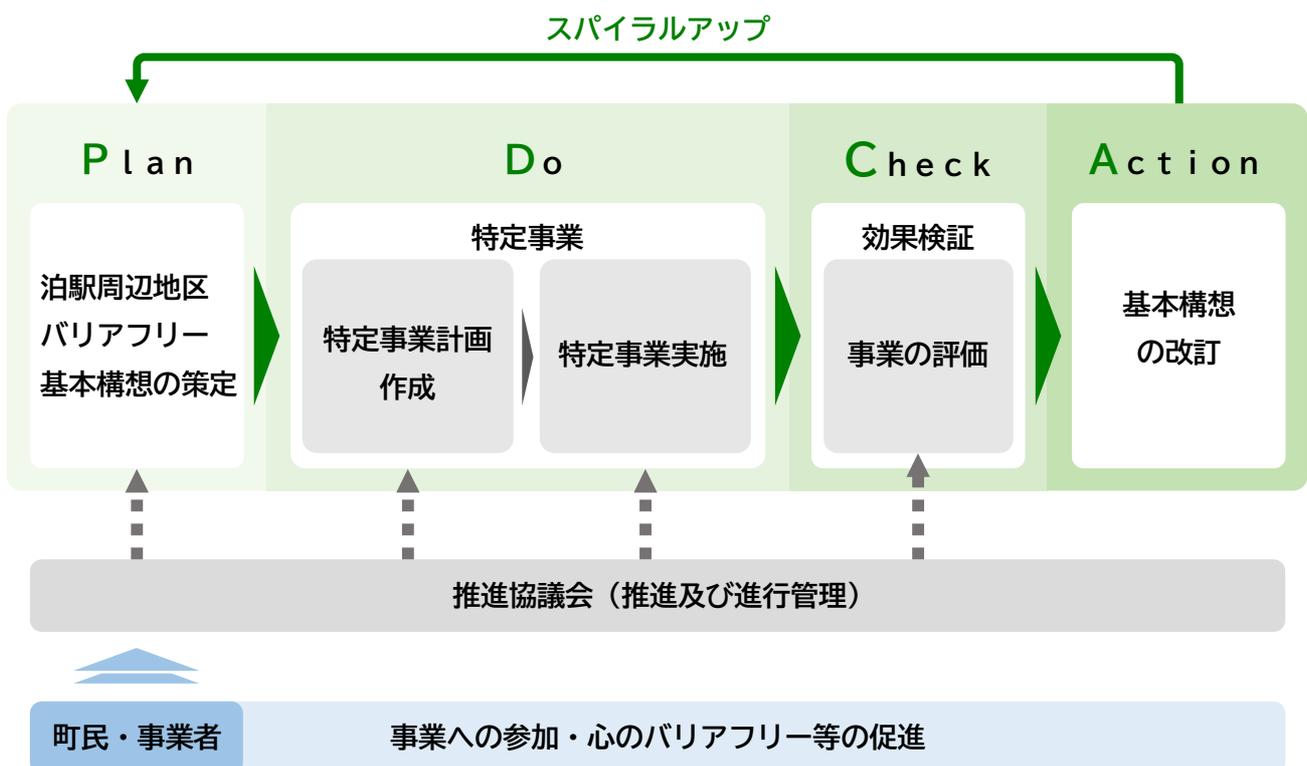
| 事業実施主体                                      | 朝日町                                         |                  |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------|
| 事業対象                                        | 事業内容                                        | 実施予定時期           |
| 全町民                                         | 理解促進研修・啓発事業                                 | 令和8年度～<br>(継続実施) |
|                                             | ・障がい福祉事業所の紹介チラシ作成<br>・障がい福祉事業所の見学を行うバスツアー実施 |                  |
| <b>事業の実施に際し配慮すべき重要事項・事業実施手法等</b>            |                                             |                  |
| さまざまな機会を活用し、多様な情報発信ツールを用いて、住民に対して幅広い広報活動を行う |                                             |                  |

## 第7章 基本構想の推進及び進行管理

### 7-1. 基本構想の推進及び進行管理

本基本構想を推進するため、構想策定後から、特定事業計画作成及び事業実施・完了、供用開始後の効果検証などの進行管理を行う体制を構築する必要があります。そこで「朝日町バリアフリー推進協議会」を、進行管理を担う中心的な存在として位置付け、PDCAサイクルによる継続的な取組を行います。具体的には、適宜協議会を活用しながら、事業の進行状況等を確認するとともに、基本構想の計画期間が満了する令和11年度を目途に事業の実施状況についての効果検証を行うよう努め、必要に応じて本基本構想を見直すこととします。

#### 〈PDCAサイクルによるスパイラルアップイメージ〉



## 第8章 朝日町バリアフリー推進協議会

本基本構想策定にあたり、利害関係者間の協議・調整や合意形成の円滑化・効率化を目的として、学識経験者や公共交通事業者、地元高齢者・障がい者団体等で構成される推進協議会を設立し、まち歩き点検を含む全4回の協議会を開催しました。協議会では重点整備地区等におけるバリアフリー化の課題を確認・共有し、バリアフリー基本構想（案）について協議しました。

### 8-1. 協議会の開催状況

#### 〈協議会概要〉

|                 |      |                                                       |
|-----------------|------|-------------------------------------------------------|
| 第1回             | 実施日  | 令和6年12月25日                                            |
|                 | 出席者  | 16名                                                   |
|                 | 協議内容 | バリアフリー基本構想の背景及び目的、朝日町の概況を共有、重点的にバリアフリー化を推進するエリアについて協議 |
| 第2回<br>(まち歩き点検) | 実施日  | 令和7年4月21日                                             |
|                 | 出席者  | 14名                                                   |
|                 | 協議内容 | 生活関連施設及び生活関連経路と、その周辺を点検し、課題を確認・共有                     |
| 第3回             | 実施日  | 令和7年5月30日                                             |
|                 | 出席者  | 14名                                                   |
|                 | 協議内容 | 町のバリアフリー化に向けた課題を整理のうえ、基本方針や基本方針に基づく取組、特定事業について協議      |
| 第4回             | 実施日  | 令和7年8月21日                                             |
|                 | 出席者  | 14名                                                   |
|                 | 協議内容 | 泊駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）のとりまとめ                             |



第1回



第2回 泊駅駅舎



第2回 泊駅駅前広場



第2回 泊駅駅前広場



第2回 (町道) 停車場東草野線



第2回 (県道) 入善朝日線



第2回 (町道) 泊桜町線



第2回 (県道) 大家庄東草野線



第3回



第4回

## 8-2. 協議会委員名簿

| 役職名 | 所属                           | 役職    | 氏名                             | 備考             |
|-----|------------------------------|-------|--------------------------------|----------------|
| 会長  | 富山大学都市デザイン学部                 | 准教授   | 猪井 博登                          | 学識経験者          |
| 委員  | 朝日町いきいき連合会                   | 会長    | 右井 重二<br>(勝田 忠温) <sup>※2</sup> | 高齢者、障害者団体等の代表者 |
| 委員  | 朝日町身体障害者協会                   | 会長    | 加藤 好進                          | 高齢者、障害者団体等の代表者 |
| 委員  | 身体障害者相談員(視覚障害者)              | 相談員   | 舟川 由紀子                         | 高齢者、障害者団体等の代表者 |
| 委員  | あいの風とやま鉄道株式会社<br>総務企画部企画課    | 課長    | 青井 健祐<br>(田中 博) <sup>※1</sup>  | 公共交通事業者        |
| 委員  | 有限会社黒東自動車商会                  | 代表取締役 | 近江 順治                          | 公共交通事業者        |
| 委員  | 朝日町議会総務産業常任委員会               | 委員長   | 寺西 泉                           | 関係団体の代表者       |
| 委員  | 朝日町議会民生教育常任委員会               | 委員長   | 由井 崇                           | 関係団体の代表者       |
| 委員  | 朝日町商工会                       | 会長    | 深松 隆                           | 関係団体の代表者       |
| 委員  | 朝日町自治振興会連絡協議会                | —     | 水島 一友                          | 関係団体の代表者       |
| 委員  | 朝日町社会福祉協議会                   | 会長    | 小澤 政憲<br>(竹内 進) <sup>※3</sup>  | 関係団体の代表者       |
| 委員  | あさひ女性団体連絡協議会                 | 会長    | 安達 万紀子                         | 関係団体の代表者       |
| 委員  | 国土交通省北陸信越運輸局<br>交通政策部共生社会推進課 | 課長    | 渡邊 直美<br>(岩岸 喜男) <sup>※1</sup> | 関係行政機関の職員      |
| 委員  | 富山県新川土木センター<br>入善土木事務所       | 所長    | 飯田 博文<br>(高嶋 茂晴) <sup>※1</sup> | 関係行政機関の職員      |
| 委員  | 富山県警察本部入善警察署                 | 署長    | 多田 幸護                          | 関係行政機関の職員      |
| 委員  | 朝日町                          | 副町長   | 山崎 富士夫                         | 町職員            |

職務代理者：朝日町副町長

※1 第1回

※2 第1～2回

※3 第1～3回